

2、3号認定子どもにおける利用者負担

【三田市】(令和元年10月分以降)

【円】

階層区分			3歳未満児		3歳児		4歳以上児		
			標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	
国基準	市基準								
第1階層 生活保護世帯	①	A	生活保護世帯	0	0	令和元年度10月から 幼児教育・保育が無償化されます。 ※各園で徴収されている経費、給食費 (主食費(お米代等)+副食費(おかず代 等))については無償化の対象に含まれ ません。			
第2階層 市町村民税 非課税世帯	②	B	市町村民税所得割非課税世帯 非課税世帯 (ひとり親世帯等)	0	0				
			非課税世帯 (その他世帯)	0	0				
第3階層 所得割課税額 48,600円未満	③	C1	所得割非課税世帯 (均等割のみひとり親世 帯等)	7,000	6,850				
			所得割非課税世帯 (均等割のみその他)	15,000	14,700				
	④	C2	48,600円未満 (ひとり親世帯等)	8,000	7,850				
			48,600円未満 (その他世帯)	17,000	16,700				
第4階層 所得割課税額 97,000円未満	⑤	D1	64,700円未満 (ひとり親世帯等)	9,000	9,000				
			64,700円未満 (その他世帯)	21,000	20,600				
	⑥	D2	77,100円以下 (ひとり親世帯等)	9,000	9,000				
			80,800円未満 (その他世帯)	25,000	24,500				
			97,000円未満	30,000	29,400				
第5階層 所得割課税額 169,000円未満	⑧	D4	120,000円未満	35,000	34,400				
	⑨	D5	143,000円未満	40,000	39,300				
	⑩	D6	169,000円未満	44,500	43,700				
第6階層 所得割課税額 301,000円未満	⑪	D7	240,000円未満	53,000	52,000				
	⑫	D8	301,000円未満	57,000	56,000				
第7階層 所得割課税額 397,000円未満	⑬	D9	349,000円未満	64,000	62,900				
	⑭	D10	397,000円未満	72,000	70,700				
第8階層 所得割課税額 397,000円以上	⑮	D11	397,000円以上	88,400	86,800				

※②～⑮: ①を除き、市町村民税の区分に該当する世帯。

階層区分	多子軽減の判定方法
市町村民税非課税世帯	生計を一にする兄・姉(年齢制限なし)のうち最年長の子どもから順に2人目以降は0円。
年収約360万円未満相当世帯 (ひとり親や在宅障害者を有する世帯)	生計を一にする兄・姉(年齢制限なし)のうち最年長の子どもから順に2人目以降は0円。
年収約360万円未満相当世帯	生計を一にする兄・姉(年齢制限なし)のうち最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降は0円。
その他の世帯	小学校就学前の範囲において、最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降は0円。

※3歳児以上の副食費について
 年収360万円未満相当世帯、小学校就学前の範囲において、最年長の子どもから順に3人目以降は0円。